

## 0. 要旨

本事業は、バングラデシュ銀行から参加金融機関（Participating Financial Institutions、以下「PFI」という。）への転貸を介したツーステップローン（Two-Step Loan、以下「TSL」という。）供与及びPFI等への能力向上支援を実施することにより、バングラデシュの中小企業金融に係る資金仲介機能の円滑化及び中小企業の生産・投資の拡大を図り、産業及び経済の健全な発展並びに雇用創出に寄与するものである。

本事業は、バングラデシュの開発政策、開発ニーズ、及び日本の援助政策における重点分野と整合しており、妥当性は高い。

事業の実施面では、本事業のアウトプットである中小企業の投資額が、融資対象中小企業の負担割合が審査時の計画を上回ったことにより、計画よりも大きくなった。同様に事業費が計画を上回ったが、これは上記アウトプットの増加に見合ったものである。他方、借款契約の発効やPFIの選定などの手続きに時間を要したことにより、事業期間が計画を上回ったため、本事業の効率性は中程度である。

定量的効果については、融資対象中小企業の売上・利益が増加するとともに、PFIによる中小企業向け融資残高・割合も増加し、全ての指標の目標値が達成された。また、中小企業向け融資能力が向上し、中小企業の資金アクセスも改善しており、定性効果の発現も確認できる。これに加え、本事業による融資が経済発展や雇用創出の一助になったと考えられることから、計画どおりのインパクトが発現したものと見え、有効性・インパクトは高い。

運営・維持管理については、バングラデシュ銀行（Bangladesh Bank、以下「BB」という。）の担当部門に十分な人員が配置されており、かつPFIの認定も毎年行われており、制度・体制面に問題はなく、技術や財務面に関する問題も確認されていない。事業完成後もリボルビングファンドにより中小企業に対して融資が実行されており、かつリボルビングファンドも毀損していないため、運営・維持管理の状況にも問題はないものと言える。そのため、本事業の運営・維持管理は制度・体制、技術、財務、状況ともに問題なく、本事業によって発現した効果の持続性は高い。

以上より、本事業の評価は非常に高い。

## 1. 事業の概要



事業位置図



本事業の融資を受けたクリーニング工場

### 1.1 事業の背景

本事業開始前、バングラデシュは年率 6%のペースで高い経済成長を継続しており、今後の発展や、生産性の向上及び所得拡大を目指すためには、製造業を中心とした産業多角化や国内民間投資拡大が必要とされていた。また、バングラデシュにおいて中小企業は雇用や付加価値の創出に大きく貢献しており、その発展は経済成長及び貧困削減に大きな役割を果たすと期待されていた。

一方で、バングラデシュでは、電力不足、汚職、金融へのアクセスが民間投資の制約になっており、特に中小企業にとっては金融アクセスの問題が深刻な制約要因として指摘されていた。バングラデシュでは、金融機関、特に銀行の融資が大企業に集中する中、マイクロファイナンス機関は零細・家内企業に対して金融サービスを提供してきた。また、金融機関による中小企業向け融資は、商業セクター向け短期融資が中心であり、特に製造業中小企業は、設備投資のための中長期融資をはじめとして、十分な融資を受けられていなかった。

そのため、製造業を中心とした中小企業向けに中長期資金を供給し、中小企業の設備投資を促進することが、バングラデシュの安定成長と、それによる貧困削減を進めるために必要となっていた。

### 1.2 事業概要

バングラデシュにおいて、BB から PFI への転貸を介した TSL 供与及び PFI 等への能力向上支援を実施することにより、同国の中小企業金融に係る資金仲介機能の円滑化及び中小企業の生産・投資の拡大を図り、もって産業及び経済の健全な発展並びに雇用創出に寄与する。

円借款承諾額/実行額	5,000 百万円 / 4,990 百万円
交換公文締結/借款契約調印	2011 年 5 月 / 2011 年 5 月
借款契約条件	金利 0.01% 返済 40 年 (うち据置 10 年) 調達条件 一般アンタイト
借入人/実施機関	バングラデシュ人民共和国政府/財務省
事業完成	2016 年 5 月
事業対象地域	バングラデシュ全土
本体契約	なし
コンサルタント契約	E. Gen Consultants Ltd. (バングラデシュ) / パデコ (日本) (JV)
関連調査	なし
関連事業	<p>【円借款】</p> <p>都市建物安全化事業 (2015 年 12 月)</p> <p>外国直接投資促進事業 (2015 年 12 月)</p> <p>フードバリューチェーン改善事業 (2020 年 8 月)</p> <p>【技術協力】</p> <p>自然災害に対応した公共建築物の建設・改修能力向上プロジェクト (2011 年～2015 年)</p> <p>投資促進・産業競争力強化プロジェクト (2017 年～2022 年)</p> <p>【アジア開発銀行】</p> <p>中小企業向けリファイナンススキームである以下プロジェクトを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業育成プロジェクト (2009 年)</li> <li>・ 第 2 次中小企業育成プロジェクト (2017 年)</li> </ul> <p>【世界銀行】</p> <p>金融セクター支援プロジェクト (2019 年)</p> <p>【国際金融公社 (IFC)、英国国際開発省 (DfID)】</p> <p>バングラデシュ銀行内での中小企業の信用情報システム構築を支援 (2009 年)</p>

## 2. 調査の概要

### 2.1 外部評価者

畔田弘文（EY 新日本有限責任監査法人）<sup>1</sup>

### 2.2 調査期間

今回の事後評価にあたっては、以下のとおり調査を実施した。

調査期間：2020年11月～2022年1月

現地調査：2021年6月～2021年9月

### 2.3 評価の制約

本事業の定量的効果の一部は、事後評価時点では BB により収集されていなかったため、融資対象中小企業 80 社に対するインタビューにより代替した。インタビューの対象は、全融資先中小企業の所在地や事業分野の割合と同程度になるよう抽出したものの、中小企業の所在地や事業内容が多岐にわたることもあり、必ずしもインタビューを行った中小企業が全融資対象中小企業を代表したものとはなっていない。

2021年8月に実施を予定していた評価者による現地調査は、バングラデシュ国内及び世界的な新型コロナウイルス感染症の流行により実施できなかった。そのため、実施機関や、PFI、融資対象中小企業との面談は、オンラインで行った。また、融資対象中小企業の視察は、評価者の指示のもと現地調査補助員が行った。

## 3. 評価結果（レーティング：A<sup>2</sup>）

### 3.1 妥当性（レーティング：③<sup>3</sup>）

#### 3.1.1 開発政策との整合性

本事業開始前、バングラデシュ政府は、「貧困削減を加速させるための第二次国家戦略」（2008年）や「バングラデシュ展望計画 2010～2021」において、中小企業振興を、経済成長に向けた優先的課題の一つとしていた。これに加え、2010年改訂の産業政策でも、中小企業に対するリファイナンススキーム等の政策的支援の必要性が指摘されていた。

また、中央銀行である BB は、2009年12月には中小企業専担部局を設けるとともに、2010年3月に「中小企業向け融資方針・プログラム」を発表し、中小企業向け融資の拡大の方向性を示していた。

事後評価時においても、バングラデシュ政府は、「ビジョン 2041」（2020年）と、それに基づく「バングラデシュ展望計画 2021～2041」において、中小企業の振興と、金融面の制約を取り除くことの必要性を強調しているほか、「第 8 次五か年計画」（2020年

<sup>1</sup> 株式会社日本経済研究所より補強として同社調査に参加。

<sup>2</sup> A：「非常に高い」、B：「高い」、C：「一部課題がある」、D：「低い」

<sup>3</sup> ③：「高い」、②：「中程度」、①：「低い」

度～2025年度)でも、家内零細中小企業振興のために金融面の支援が必要であるとしている。2016年改訂の産業政策でも、中小企業振興と中小企業金融改善の必要性が指摘されているほか、2019年策定の中小企業政策も金融アクセスの改善をゴールの一つとしている。

上記のBBによる中小企業向け融資方針・プログラムは事後評価時点でも有効であり、BBは中小企業向け融資拡充のため、複数のリファイナンススキームを実施している。

なお、本事業の「中小企業振興ローン」の融資対象は、審査時、2010年改訂の産業政策定義に基づく中小企業とされている。中小企業の定義は2016年改訂の産業政策により見直され、これに基づき2017年にはBBによる中小企業の定義も通達により改訂された。しかしながら、上記中小企業定義が本事業完了後に改訂されたこと、完了後は事業の運営に関する決定権限を持つ運営委員会<sup>4</sup>が開催されていないことなどから、本事業での融資対象を定める実施ガイドラインは2016年3月以降改訂されなかった。そのため、事後評価時点では、本事業融資対象の中小企業が、産業政策で定義された中小企業と一致しているかどうかを確認することは困難であった。

以上より、審査時及び事後評価時において、バングラデシュでは中小企業振興及び中小企業向け融資の拡充が重要視されている。したがって、本事業は審査時・事後評価時ともに国家計画、セクター計画等、それぞれにおいて政策・施策との整合性が認められるといえる。

### 3.1.2 開発ニーズとの整合性

本事業開始前、バングラデシュの中小企業は、付加価値ベースでGDP比25%、約3,100万人の雇用を生み出しているとされ、その発展は、同国の経済成長及び貧困削減にとって大きな役割を果たすと期待されていた。一方で、大企業や零細・小企業に比べ、中小企業の金融アクセスは悪く、中小企業は特に設備投資に必要な中長期資金を十分受けられていなかった。この理由としては、厳しい担保要件、金利水準の高さ、融資期間の短さ、融資手続きの煩雑さ等が挙げられていた。

事後評価時点では、中小企業が生み出す付加価値額、雇用者数は不明ではあるものの、2019年策定の中小企業政策は、中小企業による付加価値のGDP貢献度を25%から32%に引き上げることを目標としている。

商業銀行の融資先数に占める中小企業の割合は、審査時点(2011年)で4.7%であったのに対し、事後評価時点では7.0%まで上昇しており<sup>5</sup>、中小企業の金融アクセスは改善していることがわかる。ただし、上記割合は、全事業所数に占める中小事業所の割合企業の割合(99%超<sup>6</sup>)と比べ低い水準にあり、バングラデシュにおける中小企業

---

<sup>4</sup> 財務省が議長を務め、中央銀行、計画省、工業省や、商工会議所などのメンバーから構成されている。

<sup>5</sup> *Financial Access Survey*, International Monetary Fund, <https://data.imf.org/?sk=E5DCAB7E-A5CA-4892-A6EA-598B5463A34C> (2021年7月15日アクセス)

<sup>6</sup> *Economic Census 2013*, Bangladesh Bureau of Statistics (pp. 81)

は事後評価時点においても金融アクセスの課題を抱えているものと思われる。聞き取り調査では、中小企業は、金融機関から融資を受けにくい理由として、①金利が高いこと、②厳しい担保要件、③融資審査にかかる時間を挙げている。

以上より、審査時及び事後評価時において、中小企業による付加価値の GDP 貢献度を引き上げる必要が認識されており、中小企業振興が課題となっていることがわかる。また、中小企業の金融アクセスは改善しているものの、事後評価時点でも多くの中小企業が課題を抱えている。したがって、本事業は審査時・事後評価時ともに開発ニーズとの整合性が高いと判断される。

### 3.1.3 日本の援助政策との整合性

日本政府が 2006 年に策定した「対バングラデシュ国別援助計画」では、「経済成長」を重点目標とし、「民間セクター開発」を重点セクターとしていた。また、雇用創出を通じた貧困削減の観点から、中小企業育成を重視していた。また、JICA は、上記「民間セクター開発」のうち、「貿易・投資環境改善」を重点分野と位置付け、中小企業等の金融アクセス向上を図っていくこととしていた<sup>7</sup>。

本事業はバングラデシュにおいて中小企業に対する資金仲介機能の円滑化と、中小企業の生産・投資の拡大を図るものであり、上記国別援助計画で示される重点目標・重点セクターとの整合性が確認される。そのため、本事業は日本の援助政策と整合しているものと言える。

以上より、本事業の実施はバングラデシュの開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、妥当性は高い。

## 3.2 効率性（レーティング：②）

### 3.2.1 アウトプット

本事業のアウトプットは、PFI を通じた中小企業に対する中長期資金供与である 1) 中小企業振興ローンと、中小企業振興ローンの実施に関する 2) コンサルティング・サービスである。

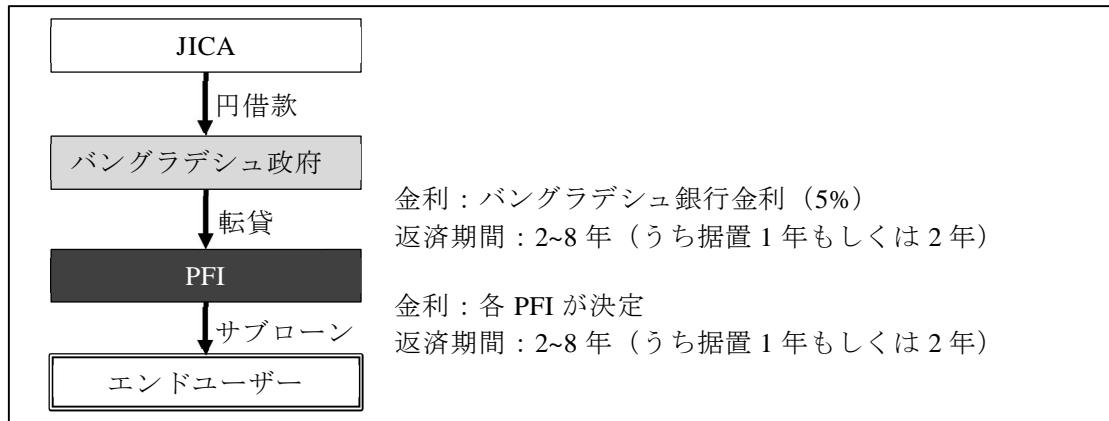
#### 1) 中小企業振興ローン

中小企業振興ローンの枠組みは  
図 1 のとおり。

---

<sup>7</sup> 出所：事業事前評価表

図 1 中小企業振興ローンの枠組み



出所：JICA 提供資料

注：バングラデシュ銀行金利は2003年以降5%であり、2020年7月に4%に変更された。

PFI からエンドユーザー（中小企業）に対する融資（サブローン）条件は以下のとおりである。

- ・ 対象業種：限定しない
- ・ 対象企業：産業政策（2010年版）の中小企業に該当する企業
- ・ 融資対象：設備投資及び運転資金。ただし、運転資金は設備投資向け融資に付随する場合のみ。
- ・ 融資額：サブローン1件あたり200千~50百万バングラデシュタカ（1タカ=1.31円）<sup>8</sup>
- ・ 融資期間：2~8年（1年もしくは2年の据置期間を含む）
- ・ 金利：原則自由金利。PFI はエンドユーザーの信用他リスクを勘案の上、独自に設定

エンドユーザーによる投資であるサブプロジェクトの費用のうち、エンドユーザーは10%以上を負担し、残りをPFIからのサブローンでまかなうこととなっている。また、PFIはサブプロジェクト費用の最大75%まで転貸資金（TSL資金）を利用することができ、15%以上はPFIが負担することとなっている。

エンドユーザー向けのサブローンは、BBの中小企業特別業務局（SME & Special Programmes Department、以下「SMESPD」という。）に設置された事業実施ユニット（以下「PIU」という。）により認定されたPFI（銀行25行、ノンバンク21社）のうち、銀行12行・ノンバンク14社により実施された<sup>9</sup>。

2011年の事業開始から2016年の事業完成までに本事業で実施されたサブローンは

<sup>8</sup> 審査時点では融資額はサブローン1件あたりサブローン1件あたり500千~50百万タカだったが、零細企業も対象となるよう200千~50百万タカに変更された。

<sup>9</sup> PFIのうち、銀行13行とノンバンク7社はサブローンを実行しなかった。PFIへの聞き取りでは、サブローンに積極的でなかった理由として、PIUに提出する書類等の手続きが煩雑であること、取引先中小企業が融資申請の際に提出する書類を準備できないことなどが指摘されている。

512 件であり、業種ごとのサブローン件数、金額、融資期間、金利は以下のとおりである。

表 1 業種ごとサブローン実績

業種	件数	金額 (百万タカ)	平均融資期間 (月)	平均金利 (%)
製造業	380	698.8	44.3	16.9
サービス業	122	3,284.5	45.3	15.5
商業	10	65.5	41.4	17.8
合計	512	4,048.9	45.0	15.9

出所：JICA 提供資料、BB 提供資料

審査時の計画では、PFI はエンドユーザー向けサブローンの金利を独自に設定することとなっており、PFI による実際のサブローン金利は表 2 のとおりである。本事業におけるサブローン金利は、バングラデシュにおける平均融資金利よりもやや高いが、これは、本事業の融資対象が中小企業であり、大企業よりも信用リスクが高いことによるものである。事業開始当初は、通常の中企業向け融資と同程度の水準に金利が設定されていたものの、本事業の情報が中小企業にも浸透し、中小企業が PFI に金利引き下げを要求したことなどにより、徐々に平均融資金利と本事業サブローン金利の差は小さくなった。

表 2 平均融資金利

	2012	2013	2014	2015
本事業サブローン	16.7%	15.6%	14.8%	11.9%
バングラデシュ平均	13.8%	13.7%	13.1%	11.7%

出所：BB 年次報告書、BB 提供資料

金額ごとに融資件数をみると、3 百万タカ未満の融資件数が 18.6%、5 百万タカ未満の融資件数が 32.2%と、融資上限金額である 50 百万タカに対して、小さい額の融資が多数実施されており、小規模な企業にも融資が行われたものと思われる<sup>10</sup>。

本事業実施前は、多くの PFI が大企業を中心に融資を行っていたものの、本事業では自由に金利を設定でき、十分な金利マージンを確保できるため、PFI は小規模企業に対しても積極的に融資を行ったものと考えられる。

<sup>10</sup> 企業規模別の融資件数は入手できなかった。



表3 業種・融資金額ごとサブローン実績

業種	件数	3百万タカ未満の融資件数		5百万タカ未満の融資件数	
		件数	割合	件数	割合
製造業	380	76	20.0%	128	33.7%
サービス業	122	19	15.6%	37	30.3%
商業	10	0	0.0%	0	0.0%
合計	512	95	18.6%	45.0	32.2%

出所：JICA 提供資料、BB 提供資料

本事業では審査時、エンドユーザーによるサブプロジェクト費用の総額は、6,383 百万円となることが想定されていたが、実際の費用総額は計画よりも 24.2%多い 7,931 百万円となった。

上記のとおり、本事業では、エンドユーザーのサブプロジェクト費用は TSL 資金により最大 75%がカバーされる一方、PFI が少なくとも 15%を、同様にエンドユーザーは少なくとも 10%を負担することになっていた。

しかし、本事業でエンドユーザーの実際の負担はサブプロジェクト費用額の 22.3%であった。PFI によれば、エンドユーザーのオーナーシップを高め、かつ信用リスクを小さくするため、PFI はエンドユーザーに 20~30%の負担を求めるのが一般的とのことである。

そのため、表4のとおり、TSL 資金による融資金額はほぼ計画どおりである一方、エンドユーザーの負担金額が計画を大きく上回ったことにより、本事業によるアウトプットであるサブプロジェクト費用額は審査時の計画を上回った。

表4 サブプロジェクト費用額の計画値と実績値

	計画		実績	
	金額 (百万円)	割合	金額 (百万円)	割合
TSL 資金による融資	4,788	75.0%	4,823	60.8%
PFI 資金による融資	958	15.0%	1,340	16.9%
エンドユーザー負担	638	10.0%	1,768	22.3%
サブプロジェクト費用額	6,383		7,931	

出所：BB 提供資料

＜本事業によるサブローン例＞

**工業用酸素工場の設備拡張**

設備投資前は、工業用の酸素及び窒素のみを製造していたが、本事業によるサブローン資金を活用して、設備を拡充、アルゴン等全7種類を製造できるようになり、生産・売上が増加した。

最近では、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、医療用の酸素も提供している。



写真1 工業用酸素製造設備

**輸出用衣料クリーニング設備の排水処理施設整備**



写真2 排水処理施設

海外のアパレルメーカーによる輸出用衣料品のクリーニングを行っており、アパレルメーカーからの要望を受け、サブローン資金を活用して排水処理施設を整備。

海外メーカーの基準にも合致したこともあり、受注先を拡大、日本企業向けにもサービスを提供していた。

本事業におけるサブローンの融資条件は上記のとおりであったが、2013年10月より、縫製工場の耐震化・建て替えに対しては、以下の融資条件が適用されることとなった。

- ・ 融資上限額：100百万タカ
- ・ 融資期間：最長15年（2年の据置期間を含む）
- ・ 金利：PFIへの転貸金利+5%が上限

これは、2013年4月に縫製工場が入るテナントビル（ラナ・プラザ）の崩落により多数の犠牲者が出た事故を受け、建物の安全性を向上させ、縫製産業従事者の労働環境改善を図ることが急務となっていたことに対応したものである。2013年10月に住宅公共事業省、 Bangladesh 中央銀行、 Bangladesh 縫製品製造業・輸出業協会、 Bangladesh ユニット製品製造業・輸出業協会及び JICA の5者が覚書に調印されたことを受け、JICAによる技術協力プロジェクト「自然災害に対応した公共建築物の建設・改修能力向上プロジェクト」が建物安全性向上に関する技術提供を行う一方、本事業より長期・低利の融資が提供されることとなった。事業期間中には2件の融資契約が締結され、合計220百万円の融資が実行された。

このほか、2016年3月より女性起業家へのサブローンの金利は、PFIへの転貸金利+5%が上限となった。

2) コンサルティング・サービス

コンサルティング・サービスでは、本事業実施支援、能力向上支援、理解促進・広報、

他国の中小企業向け融資制度のグッドプラクティスの紹介・金融アクセス改善に向けた提案、事業のモニタリング・評価支援、他ドナー・他関係機関との連携・調整の支援が計画され、計画どおり実施された。

コンサルティング・サービスの中で実施された PFI の能力向上支援では、全 6 回ワークショップが開催され、本事業の申請書の作成方法や、環境・社会配慮に関する JICA カテゴリーの設定方法等、本事業のサブローン手続きに関する指導が行われた。また、融資審査・回収に関する講義、担保に依存しない融資手法に関する講義等も行われた。上記ワークショップには、PFI 46 機関より 320 人が参加した。

コンサルティング・サービスでは、本事業の広報活動も行われた。ダッカ・チッタゴンを含む複数個所で中小企業を対象とした広報セミナーが全 10 回開催され、融資申請方法等の説明が行われた。また、英字紙やローカル紙に本事業の広告が掲載されたほか、パンフレットも配布された。

また、金融アクセス改善のため、欧州諸国や東南アジア、日本などとの比較分析が実施されたことに加え、日本、韓国、東南アジア諸国においてスタディツアーが実施され、PIU スタッフを含む BB 職員が参加した。このほか、コンサルティング・サービスでは、四半期報告書の作成や定量的効果の収集などの事業モニタリングが行われたほか、エンドユーザーの実査も 20 件程度行われた。

### 3.2.2 インプット

#### 3.2.2.1 事業費

審査時の計画では事業費は 7,097 百万円（うち円借款対象額 5,000 百万円）であったのに対して、実際の事業費は 8,142 百万円（うち円借款対象額 4,990 百万円）と、計画額を上回った（計画比 115%）。審査時の計画事業費と、実際の事業費は、表 5 のとおり。

表 5 計画事業費及び実績事業費

項目	計画（百万円）			実績（百万円）		
	外貨	内貨	合計	外貨	内貨	合計
① ツーステップローン（TSL）	4,788	1,596	6,383	4,823	3,108	7,931
うち TSL 資金	4,788	0	4,788	4,823		4,823
PFI 資金	0	958	958		1,340	1,340
エンドユーザー負担	0	638	638		1,768	1,768
② コンサルティング・サービス	156	57	213	104	64	167
③ 建中金利	2	-	2	-	-	-
④ 管理費等	-	500	500	-	44	44
合計	4,945	2,152	7,097	4,927	3,216	8,142

出所：JICA 提供資料、BB による質問票回答、BB 提供資料

注 1：注：四捨五入の関係上合計に不一致あり。

注 2：為替レート 審査時：1 タカ=1.23 円、1US ドル=85.5 円（2010 年 11 月時点）、実績：1 タカ=1.31 円、1US ドル=102.63 円（IMF の国際財政統計の 2012 年～2016 年の平均値）

事業費合計の実績額が計画を上回ったのは、表4および表5のとおり、エンドユーザーの負担割合が計画を上回り、①TSLのバングラデシュ側の負担額が審査時よりも大きく上回ったことによるものである。

実際の事業費は計画を15%上回ったが、3.2.1アウトプットに記載のとおり、本事業の対象となる中小企業の投資額が24%増加しており、事業費の増加はこれに見合ったものであったと考えられる。PFI負担割合も16.9%と計画よりも大きくなっているものの、これは為替レートの変動によるものであり、タカ建てでは、ほぼ計画どおりである。

### 3.2.2.2 事業期間

事業期間は、表6に記載のとおり、審査時2011年5月から2016年3月までの59ヵ月と計画されていたものの、実際には2011年5月から2016年5月までの61ヵ月と、計画をわずかに上回った（計画比103%）。

表6 事業期間の当初計画及び実績

	計画	実績
事業全体	2011年5月～2016年3月 (59ヵ月)	2011年5月～2016年5月 (61ヵ月)
1) コンサルタント選定	2011年4月～2011年12月	2012年3月～2012年8月
2) コンサルティング・サービス	2012年1月～2016年4月	2012年9月～2016年3月
3) TSL	2011年9月～2016年3月	2012年4月～2016年5月

出所：JICA 提供資料

事業開始にあたり借款契約の発効や、PFIの選定、ガイドラインの承認などに関する手続きに時間を要したことにより、コンサルティング・サービスの開始、TSLの開始とも計画よりも遅れたもの、TSLの実施期間が当初計画の4年6ヵ月よりも短い4年2ヵ月となったため、事業全体では2ヵ月の遅れとなった。TSLの実施期間が短くなった理由としては、広報活動により本事業の情報が中小企業に浸透したことや、市場金利が低下したことに伴い中小企業が設備投資に前向きになったことが挙げられる。

### 3.2.3 内部収益率（参考数値）

本事業は、PFIを通じて中小企業に対する中長期資金供与を行うものであり、事前にサブプロジェクトが特定されていなかったため、審査時点では、財務的内部収益率（FIRR）と経済的内部収益率（EIRR）は算出されなかった。そのため、事後評価時点でも再計算は行わなかった。

以上より、本事業は事業費、事業期間ともに計画を上回ったため、効率性は中程度である。ただし、事業費は計画を上回ったものの、アウトプットも計画を上回っており、これに見合ったものである。

### 3.3 有効性・インパクト<sup>11</sup>（レーティング：③）

#### 3.3.1 有効性

##### 3.3.1.1 定量的効果（運用・効果指標）

本事業の効果としては、中小企業金融に係る資金仲介機能の円滑化と、中小企業の生産・投資の拡大が期待されていた。そのため、融資対象中小企業の売上・利益と、本事業 PFI の中小企業向け融資残高と融資残高に占める中小企業向け融資の割合が、効果を計測するための指標とされ、これらに目標値が設定された。

融資対象中小企業の売上及び利益については、事後評価時点では全融資先中小企業からの情報収集が行われていなかったため、エンドユーザー80社を対象としたインタビュー調査結果をもとに取りまとめた。

表7 融資対象中小企業の売上・利益

	基準値	目標値	実績値	
		2018年	2016年	2018年
	サブローン 融資前	事業完成 2年後	事業完成年	事業完成 2年後
融資対象中小企業の売上 (百万タカ)	74.0	基準値 より増加	100.8 (+36.3%)	112.2 (+51.6%)
融資対象中小企業の利益 (百万タカ)	6.9	基準値 より増加	9.2 (+32.7%)	10.2 (+48.1%)

出所：JICA 提供資料、BB 提供資料、インタビュー調査

注：2016年、2018年の数値は80社へのインタビュー調査結果に基づく推定値

上記インタビュー調査より、エンドユーザー80社の売上は、インフレ率を調整した実質ベースで、基準年より2016年にかけて平均36.3%、2018年にかけて51.6%増加したとの結果が得られた。全融資対象中小企業の売上が同じ割合で増加したものと仮定すると、融資対象中小企業の売上合計は、表7のとおり、サブローン融資前から事後評価時点にかけて74.0百万タカより112.2百万タカまで増加したものと推測される。

同様に、インタビュー調査より、エンドユーザー80社の利益は、実質ベースで基準年より2016年にかけて平均32.7%、2018年にかけて平均48.1%増加したとの結果が得られた。全融資対象中小企業の利益が同じ割合で増加したものと仮定すると、融資対象中

<sup>11</sup> 有効性の判断にインパクトも加味して、レーティングを行う。

小企業の利益合計はサブローン融資前から事後評価時点にかけて 6.9 百万タカより 10.2 百万タカに増加したものと推測される。

表 8 PFI の中小企業向け融資残高・割合

	基準値	目標値	実績値	
		2018 年	2016 年	2018 年
	サブローン融資前	事業完成 2 年後	事業完成年	事業完成 2 年後
PFI の中小企業向け融資残高 (百万タカ)	371,861	基準値 より増加	474,148 (+27.5%)	978,730 (+163.2%)
PFI の融資残高に占める中小 企業向け融資の割合 (%)	17.68%	基準値 より増加	17.64% (-0.04%)	19.81% (+2.13%)

出所：JICA 提供資料、BB 提供

PFI の中小企業向け融資残高は、表 8 のとおり、基準年から 2018 年にかけて 163.2% 増加（物価水準を調整後で 83.3% 増加）するとともに、中小企業向け融資の割合も基準年から 2.13% 高い 19.81% になった。

上記より、定量的効果に関する指標はいずれも目標値を達成した。

### 3.3.1.2 定性的効果（その他の効果）

本事業の審査時点では、1) 金融機関の中小企業向け融資能力向上、2) 中小企業の資金アクセスの改善、3) 雇用創出及び民間セクター振興が定性的効果として期待されていた。3) 雇用創出及び民間セクター振興については、その内容からインパクトと判断されるため、3.3.2 インパクトの欄で説明する。

#### 1) 金融機関の中小企業向け融資能力向上

本事後評価では、融資実績のある PFI26 機関のうち、12 機関を対象に聞き取り調査を行った<sup>12</sup>。聞き取り調査では、全ての PFI が、コンサルティング・サービスを通じてワークショップが開催された結果、本事業に関する申請手続きの理解度が高まり、サブローン実施促進につながったと回答している。特に、環境社会配慮面の手続きについては、本事業開始前は不慣れであったが、ワークショップの参加や実務手続きを通じて、理解を深めたとのことであった。

ただし、PFI に認定された 46 機関のうち 20 機関は、本事業で中小企業に対して融資を行っていないこともあり、上記のような融資能力がどの程度向上したのかは不明である。

<sup>12</sup> PFI14 機関は、本事業に従事した職員が離職していること、サブローンの実施数が限定的であることなどから面談ができなかった。

## 2) 中小企業の資金アクセスの改善

聞き取り調査では、融資実績のある PFI 全機関（12 機関）が、本事業開始後、中小企業向け融資に積極的になったと回答しており、その要因として本事業や他ドナー機関による類似事業により中小企業向け融資が行いやすくなったことを挙げている。また、かつては個人向けもしくは大企業向けのみを対象としていたが、収益機会や融資対象の多様化を進めるため、本事業資金を活用して中小企業融資に参入した PFI も複数確認された。なお、商業銀行の融資先数に占める中小企業の割合は、2011 年から 2019 年にかけて 4.7%から 7.0%に増加しており<sup>13</sup>、事後評価時点ではより多くの中小企業が資金にアクセスできていると言える。

### 3.3.2 インパクト

#### 3.3.2.1 インパクトの発現状況

##### 産業及び経済の発展

本事業の審査時から事後評価時点にかけ、以下のとおり GDP が実質ベース（2011 年価格）で年 6.94%増加。同期間中に、実質ベースで国内融資残高は年 6.91%、中小企業向け融資は年 6.59%増加しており、バングラデシュにおける経済成長を、中小企業向け融資を含めた融資金額の増加が支えたものと考えられる。

本事業 TSL 資金による融資も、上記融資残高の増加に部分的ではあるものの貢献しており、経済成長の一助となったものと考えられる。

表 9 GDP と融資残高の推移  
(単位 10 億タカ、2011 年価格)

	実質 GDP	国内融資残高	中小企業向け融資残高
2011 年	9,158	3,907	811
2012 年	9,756	4,171	932
2013 年	10,342	4,191	1,000
2014 年	10,969	4,528	1,112
2015 年	11,688	4,854	1,147
2016 年	12,519	5,221	1,245
2017 年	13,431	7,265	1,376
2018 年	14,487	6,057	1,172
2019 年	15,668	6,671	1,351
年平均成長率	6.94%	6.91%	6.59%

出所：BB 提供資料、世界銀行 World Development Indicator

##### 雇用創出

上記のインタビュー調査より、エンドユーザー 80 社の雇用者数は、サブローン実施前から 2018 年にかけて 37.6%増加したとの結果が得られた。

融資対象中小企業の雇用者数は、サブローン実施前時点で 15,341 人であるため、全融資対象中小企業の雇用者数が同様に 37.6%増加したものと仮定すると、サブローン融資前より 2018 年にかけて 8,497 人分の雇用が創出されたものと推計される。

<sup>13</sup> *Financial Access Survey*, International Monetary Fund、<https://data.imf.org/?sk=E5DCAB7E-A5CA-4892-A6EA-598B5463A34C> (2021 年 7 月 15 日アクセス)

表 10 融資対象中小企業の雇用者数推移

	基準値	実績値	
		2016 年	2018 年
	サブローン 融資前	事業完成年	事業完成 2 年後
融資対象中小企業の雇用者数（人）	15,341 -	21,557 (+40.5%)	21,103 (+37.6%)

出所：JICA 提供資料、インタビュー調査結果

注：2016 年、2018 年の数値は 80 社へのインタビュー調査結果に基づく推定値

また、バングラデシュにおける経済成長に伴い、就業人口は表 11 のとおり、本事業実施前の 2010 年より 2017 年にかけて 6.7 百万人増加した<sup>14</sup>。本事業を通じて融資を受けた企業による雇用創出は限定的ではあるものの、経済成長にあわせてバングラデシュ国内の就業人口も増加しており、本事業も雇用創出を下支えしたものと考えられる。

表 11 バングラデシュにおける就業人口

(単位：百万人、15 歳以上)

	2010	2013	2015	2017
就業可能人口	56.7	60.7	62.1	63.5
就業人口	54.1	58.1	59.5	60.8

出所：バングラデシュ統計局

### 3.3.2.2 その他、正負のインパクト

#### 1) 自然環境へのインパクト

本事業では、BB 及び PFI がバングラデシュ国内法及び環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン（2002 年 4 月制定）」に基づき各サブプロジェクトの環境社会配慮面の確認を行うこととなっており、カテゴリ A に該当するサブプロジェクトは融資対象外となっていた。

本事業の PFI は、エンドユーザーから融資申請を受けると、サブプロジェクトの業種に応じてバングラデシュ環境保護規則におけるカテゴリを確認、同カテゴリが環境面に甚大な影響を及ぼす可能性のある「Red」である場合には同サブプロジェクトを融資対象外とする。それ以外のカテゴリになる場合にはエンドユーザーから環境承認証 (ECC) の提出を受け、環境面に問題がないことを確認する。聞き取り調査では、PFI は、上記のほか実地調査をもとに住民移転や児童労働等の社会配慮面を確認し、環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づくカテゴリを設定したことが確認された。

<sup>14</sup> バングラデシュの労働者統計は 2016～2017 年に実施されたものが最新であり、2018 年以降の情報は入手できなかった。



この結果、本事業では、環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つカテゴリ A に該当するサブプロジェクトの融資は行われなかった。

また、PFI は、工場登録証や消防許可証の更新時に写しの提出を受け、エンドユーザーが必要な許認可を受けていることを定期的にモニタリングしていることも確認された。このほか、PFI は定期的にエンドユーザーを訪問し、自然環境面に負のインパクトがないかを確認している。聞き取り調査を行った PFI によれば、本事業によるサブローンに自然環境面の負のインパクトは確認されなかったとのことである。また、本事業のコンサルティング・サービスで行われた実査および本事後評価における実査でも、自然環境面に負のインパクトが発生したサブローンは確認されなかった。これらより、自然環境面への負のインパクトに対して適切な緩和策が取られ、結果として影響は最小限であったと言える。

## 2) 住民移転・用地取得

BB からの質問票への回答や、PFI に対するインタビュー、エンドユーザーからのインタビューより、非正規住民を含め、住民移転を伴う用地取得が行われたサブプロジェクトはなかったことを確認した。本事業のサブローン資金以外でエンドユーザーが用地取得を行う場合でも、PFI は用地所有権の移転手続きがバングラデシュ国内法に基づいた手続きに沿って進められていること、移転手続きに問題が生じていないことを確認した上で融資申請を受け付けていることが確認された。そのため、住民移転・用地取得に関しての負のインパクトは発生していない。

## 3) その他正負のインパクト

上記のとおり、2013 年 4 月に発生した縫製工場が入るテナントビル（ラナプラザ）が崩落する事故が発生し、多数の犠牲者が出たことを受け、2013 年 10 月以降、縫製工場の耐震化・建て替えに対して、より長期間（最大 15 年）、低金利（転貸金利+5%）での融資が行えるようになり、事業期間中に 2 件、合計 220 百万円の融資が実行された。これにより、縫製産業従事者の労働環境改善という緊急の課題に早期に対応することが可能になった。

また、本事業により縫製工場の安全化に関する融資を実行することにより、実務上の課題が把握され、建物の安全性強化のためには通常よりも低利での融資を行うことの必要性が確認され、本事業により得られた上記の経験をもとに、都市圏において建物の安全性強化に対する低利融資を行う借款事業「都市建物安全化事業」（2015 年 12 月借款契約調印、120.86 億円）が速やかに形成された。

このほか、2016 年 5 月に、女性起業家に対してサブプロジェクト金額の 100%を融資（うち 90%を TSL 資金から融資）できるよう融資条件が変更された。リボルビングファンドより、女性起業家に対し、平均金利は 11.2%とやや低めに設定され、2018 年末までに 12 件、156.4 百万タカの融資が実行された。

表 12 リボルビングファンドからの女性起業家向け融資実績

融資対象の種類	件数	金額 (百万タカ)	平均 融資期間月)	平均金利 (%)
女性起業家	12	156.4	51.0	11.2
女性起業家以外の中小企業	359	2,997.3	42.9	12.2

出所：BB 提供資料

以上より、融資対象中小企業の売上・利益が増加するとともに、PFI の中小企業残高・割合が増加しているため、定量的効果の発現が確認でき、金融機関の中小企業向け融資能力が向上し、かつ中小企業の資金アクセスも改善しているため、定性的効果の発現も確認できる。また、本事業による TSL 資金による融資は、バングラデシュにおける中小企業向け融資残高の増加に部分的に貢献し、経済成長と雇用創出の一助になったと考えられる一方、本事業により融資が提供されたサブプロジェクトに、自然環境や、住民移転・用地取得に関する負のインパクトは発生していない。2013 年に縫製工場のテナントビルの崩落事故が発生した際には、本事業の融資条件を一部変更し、縫製工場の安全化に対する長期・低利融資が提供できるようになったほか、借款事業「都市建物安全化事業」の形成につながった。女性起業家に対しては、2016 年 5 月よりサブプロジェクト金額の 100%まで融資できるよう融資条件が変更されたことに加え、他の中小企業よりもやや低めの金利で融資が行われている。以上より、本事業の実施により計画どおりの効果の発現がみられ、有効性・インパクトは高い。

### 3.4 持続性（レーティング：③）

#### 3.4.1 運営・維持管理の制度・体制

本事業の実施に係る全体統括と事業を行う機関は財務省であり、財務省・BB 間で締結された管理委託契約に基づき、BB の SMESPD が、実施を行う機関として TSL の融資業務・モニタリングや、PFI の能力向上支援を行うこととなっており、事後評価時点でも変更されていない。事後評価時点では、SMESPD 内に設置された PIU には、8 名が配置され、リボルビングファンドの運用を行っている。BB によれば、十分な人数が配分されており、人員不足による業務の遅滞等は発生していないとのことである。

PFI の認定は、本事業の実施ガイドラインに定められた基準に基づいて行われており、2012 年 5 月に銀行 22 行とノンバンク 19 社が PFI として認定された。その後、不良債権比率の増加のために複数の PFI が除外されたほか、新規参入の申し出を受け、銀行 4 行とノンバンク 3 社が新規に PFI として認定された。また、PIU は、PFI が財務状態等認定基準を満たしているか毎年確認しており、認定基準を逸脱した PFI が融資を行われていないと言える。

以上より、本事業の運営・維持管理に関する制度・体制面に問題はないと判断される。

### 3.4.2 運営・維持管理の技術

財務省からの委託の下で実施の事業実施を行う BB の SMESPD は、これまで世銀及び ADB のリファイナンススキームを問題なく実施しているほか、本事業でも実務上の問題は確認されておらず、運営・維持管理の技術上の問題はないと言える。

### 3.4.3 運営・維持管理の財務

本事業実施にあたり、BB はコンサルティング・フィーの一部（税金）を負担したほか、スタディツアー参加に関する日当等を負担しており、運営・維持管理の財務面に問題はなかった。

事後評価時点での BB の主な費用負担は PIU スタッフの人件費であり、表 13 のとおり、BB による支払給与額に大きく減少は見られず、また予算不足による人員不足等も発生していないため、事後評価時点でも運営維持管理の財務面に問題はない。

表 13 BB 職員数・支払給与額

年度	職員数 (人)	支払給与額 (百万タカ)
2012-13	5,239	1,189
2013-14	5,468	1,321
2014-15	6,067	1,694
2015-16	5,726	1,759
2016-17	5,664	2,699
2017-18	5,741	2,722
2018-19	6,369	2,917
2019-20	6,391	3,072

出所：Bangladesh Bank 年次報告書

### 3.4.4 運営・維持管理の状況

本事業では、サブローンの返済期間と円借款の返済期間の差から発生する余剰資金を利用し、同一条件で新規融資を実行するリボルビングファンドが設置され、2015 年にリボルビングファンドから中小企業向け融資の実行が始まった。2018 年末までに、リボルビングファンドより、371 件、3,154 百万タカの中小企業向けの融資が実行されており、業種ごとの融資件数・金額は表 14 のとおり。

表 14 リボルビングファンドからの業種ごと融資実績

業種	件数	金額 (百万タカ)	平均 融資期間 (月)	平均金利 (%)
製造業	234	2,074.3	42.0	12.1
サービス業	135	1,064.1	45.2	12.3
商業	2	15.4	39.0	13.8
合計	371	3,153.8	43.1	12.2

出所：BB 提供資料

事後評価時点でも、リボルビングファンドからエンドユーザー向けに融資が実行されている。しかしながら、サブローンの融資上限額は、事業開始当初から 50 百万タカ<sup>15</sup>のままであり、本事業が開始してからの物価水準の上昇は融資上限額に反映されていない。

<sup>15</sup> 2013 年 10 月以降、縫製工場の耐震化や建て替えの場合の融資上限額は 100 百万タカとなった。

そのため、事後評価時点では、融資上限額が中小企業の資金需要を満たすには不十分であるとの指摘を行う PFI もある。

リボルビングファンドから中小企業に提供された融資の返済状況は不明であるが、2019年時点でバングラデシュ全体での不良債権比率は銀行が 5.8%、ノンバンクが 11.9% であること、PFI は不良債権比率が 10% を上回ると認定 PFI から除外されることから、上記よりも同程度か低い水準にあるものと推測される。

エンドユーザーへの融資が不良債権になった場合でも、PFI は BB に対して TSL 資金を返済する必要があるが、事後評価時点では PFI から BB に対する返済に延滞は生じておらず、リボルビングファンド資金は毀損していない。また、上記のとおり、不良債権比率が 10% を上回った銀行・ノンバンクは認定 PFI から除外されるため、BB への返済が滞る可能性は低いものと言える。

BB は、本事業に関するスペシャルアカウント、プロジェクト運用用アカウント及びリボルビングファンドアカウントの管理・運用状況について、毎年外部監査を受けるが、監査では特に指摘事項はなく、TSL 資金の管理に問題はないと言える。

以上より、本事業の運営・維持管理は制度・体制、技術、財務、状況ともに問題なく、本事業によって発現した効果の持続性は高い。

## 4. 結論及び提言・教訓

### 4.1 結論

本事業は、バングラデシュ銀行から PFI への転貸を介した TSL 供与及び PFI 等への能力向上支援を実施することにより、バングラデシュの中小企業金融に係る資金仲介機能の円滑化及び中小企業の生産・投資の拡大を図り、産業及び経済の健全な発展並びに雇用創出に寄与するものである。

本事業は、バングラデシュの開発政策、開発ニーズ、及び日本の援助政策における重点分野と整合しており、妥当性は高い。

事業の実施面では、本事業のアウトプットである中小企業の投資額が、融資対象中小企業の負担割合が審査時の計画を上回ったことにより、計画よりも大きくなった。同様に事業費が計画を上回ったが、これは上記アウトプットの増加に見合ったものである。他方、借款契約の発効や PFI の選定などの手続きに時間を要したことにより、事業期間が計画を上回ったため、本事業の効率性は中程度である。

定量的効果については、融資対象中小企業の売上・利益が増加するとともに、PFI による中小企業向け融資残高・割合も増加し、全ての指標の目標値が達成された。また、中小企業向け融資能力が向上し、中小企業の資金アクセスも改善しており、定性効果の発現も確認できる。これに加え、本事業による融資が経済発展や雇用創出の一助になったと考えられることから、計画どおりのインパクトが発現したものと言え、有効性・インパクトは高い。

運営・維持管理については、BB の担当部門に十分な人員が配置されており、かつ PFI の認定も毎年行われており、制度・体制面に問題はなく、技術や財務面に関する問題も確認されていない。事業完成後もリボルビングファンドにより中小企業に対して融資が実行されており、かつリボルビングファンドも毀損していないため、運営・維持管理の状況にも問題はないものと言える。そのため、本事業の運営・維持管理は制度・体制、技術、財務、状況ともに問題なく、本事業によって発現した効果の持続性は高い。

以上より、本事業の評価は非常に高い。

## 4.2 提言

### 4.2.1 実施機関への提言

なし。

### 4.2.2 JICA への提言

なし。

## 4.3 教訓

### エンドユーザー負担額の事業費算入

本事業では、中小企業による投資費用の上限 75%が TSL 資金によりカバーされるほか、少なくとも 15%を PFI が、10%をエンドユーザーが負担することになっており、審査時、本事業の事業費もこれに基づいて計算された。一方、実際に PFI が融資を行う際にはエンドユーザーに 20%を超える負担を求めたため、事業費が計画を上回った。

ただし、バングラデシュにおける金融機関はエンドユーザーに投資費用の 20~30%程度の負担を求めることが一般的であり、計画と実績を正しく比較するためには、審査時点でも、エンドユーザーが 20~30%程度負担することを前提として事業費を算出するべきだったものと思われる。

### エンドユーザー向け融資条件の見直し

本事業では事業期間とその後のリボルビングファンドの活用により長期間にわたりエンドユーザー向け融資が行われているが、融資金額上限額が固定された状態で物価水準が上昇すると、融資金額がエンドユーザーの資金需要額を満たさなくなる可能性がある。

エンドユーザー向け融資金額等の諸条件が実施ガイドライン等で定義されている場合、改訂の頻度や条件を定めておくことが望ましい。また、ガイドラインの見直しと改訂案作成をコンサルティング・サービスに含めておくことも一案である。

また、事業完了後もリボルビングファンドを通じてエンドユーザー向け融資が行われる場合には、事業完了後も融資条件の更新ができる体制を確保することが望ましい。

### PFIによる自由な金利設定

金融機関は十分な収益を確保できないこともあり小規模な金額の融資を回避する傾向にあるが、本事業では PFI が自由に融資金利を設定でき、十分な金利マージンが確保できたこともあり、小規模企業への融資が相当数実施された。

今後実施される TSL 事業でも、PFI を通じて小規模企業向けに資金を行き渡らせることを目指す場合、PFI が融資金利を自由に設定できるようにすることが望ましい。

### 緊急課題に対応するための融資条件の見直し

本事業実施中に発生した縫製工場テナントビルの崩落事故を受け、建物の安全性向上を行うことが急務となっていた。これに対し、バングラデシュ側関係機関及び JICA の合意のもと、事故発生から 6 ヶ月後には本事業より縫製工場の耐震化や建て替えのための長期低金利融資が提供できることとなった。今後実施される TSL 事業でも、計画時に想定されていなかったような緊急かつ深刻な課題が生じた場合には、事業目的を逸脱しない範囲で企業向け融資条件変更を行うなどして、早期対応を検討することが望ましい。

以上

主要計画/実績比較

項 目	計 画	実 績
① アウトプット	<p>1) 中小企業振興ローン：参加金融機関（PFI）を通じた中小企業に対する中長期資金供与。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象業種：限定しない</li> <li>・ 対象企業：産業政策（2010年版）の中小企業に該当する企業</li> <li>・ 融資対象：設備投資及び運転資金。ただし、運転資金は設備投資向け融資に付随する場合のみ。</li> <li>・ 融資上限額：サブローン1件あたりの範囲は500千タカ～50百万タカ</li> <li>・ 融資期間：2～8年（1年もしくは2年の据置期間を含む）</li> <li>・ 金利：原則自由金利。PFIはエンドユーザーの信用他リスクを勘案の上、独自に設定。</li> </ul> <p>2) コンサルティング・サービス：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業実施支援</li> <li>・ 能力向上支援</li> <li>・ 理解促進・広報</li> <li>・ 他国の中小企業向け融資制度のグッドプラクティスの紹介、または金融アクセス改善に向けた提案</li> <li>・ 事業のモニタリング・評価支援</li> </ul>	<p>1) 中小企業振興ローン：参加金融機関（PFI）を通じた中小企業に対する中長期資金供与。</p> <p>概ね計画どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サブローン1件あたりの範囲は200千タカ～50百万タカに変更された。</li> <li>・ 縫製工場の耐震化や建て替えには2013年10月以降以下の融資条件が適用された。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 融資上限額：100百万タカ</li> <li>➤ 融資期間：最長15年（2年の据置期間を含む）</li> <li>➤ 金利：PFIへの転貸金利+5%が上限</li> </ul> </li> <li>・ 女性起業家向け融資の上限金利は、2016年3月以降、PFIへの転貸金利+5%となった</li> </ul> <p>2) コンサルティング・サービス：</p> <p>計画どおり。</p>

	・ 他ドナー・他関係機関との連携・調整の支援	
② 期間	2011年5月～ 2016年3月 (59ヵ月)	2011年5月～ 2016年5月 (61ヵ月)
③ 事業費		
外貨	4,943百万円	4,927百万円
内貨	2,152百万円	3,216百万円
	(2,647百万タカ)	(4,213百万タカ)
合計	7,097百万円	8,142百万円
うち円借款分	5,000百万円	4,990百万円
換算レート	1タカ=1.23円、 1USドル=85.5円 (2010年11月時点)	1タカ=1.31円、 1USドル=102.63円 (2012年～2016年平均)
⑤ 貸付完了	2016年3月	

以 上